

平成27年3月31日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成27年1月27日付け諮問第3070号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を25.5%から23.9%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

法人税率の引き下げ等について

(別添1)

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税*
- ・市町村民税*
- ・地方法人税*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)

1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 FTTHサービスの利用率向上のため、情報通信審議会答申を踏まえ、競争促進等に資する接続制度の在り方について検討すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 昨年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(以下「答申」といいます。)において、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の在り方について具体的方針が示されました。特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示されています。弊社共としても、低迷する利用率の向上が喫緊の課題であると考えており、事業者間の競争を通じて実現に貢献したいと考えています。</p> <p>しかしながら、このたび補正申請が行われた平成27年度の加入光ファイバに係る接続料については、前年度と比較して、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本殿」といいます。)がシングルスター方式：+133円(+4.2%)、シェアドアクセス方式：+122円(+4.3%)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本殿」といいます。)がシングルスター方式：+147円(+4.6%)、シェアドアクセス方式：+100円(+3.5%)と大幅に上</p>	<p>○ 今回の料金は、昨年申請し、認可された平成27年度適用料金に加算した平成25年度分の予測乖離額について、実績乖離額との差額を調整したものです。差額が発生した主な要因は、平成25年度実績における加入光ファイバの設備管理運営費は予測時と比較して低減しているものの、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものであり、接続料規則に従って適正に算定しています。</p> <p>光サービスの普及拡大にあたっては、各社の創意工夫により、ユーザに対し魅力的なサービスを提供していくことが重要です。当社は、これまで不断のコスト削減努力により、本接続料について、ここ5年間で約▲30%の低廉化を図ってきたところであり、今回本接続料が若干上昇したことをもって、「FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という答申の方向性に逆行するといったご指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料が大幅に上昇すると、メタルから光へのマイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考</p>	<p>○ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(平成26年12月18日)を踏まえ、平成27年2月9日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、<u>現在、同審議会において議論されている。</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>昇しています。国策としてまさにこれから利用率を向上させていこうとしている FTTH サービスについて、その接続料が上昇する、という状況は答申の方向性に逆行するものです。答申の方向性に沿って利用率向上を実現するために、より競争促進、新規参入促進に資する接続制度が求められているものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>えます。</p> <p>需要が減少しているドライカップ接続料が低廉化し、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成 25 年 5 月)において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置の実施や、今回発生した大幅な乖離額を複数年に分けて単年度接続料への影響を緩和させる等の措置を実施し、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	

2. 各論

意見	再意見	考え方
<p>意見2 本来、将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは適当ではない。そのため、乖離額調整制度の継続可否について検討すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 平成 26 年度以降の 3 か年の加入光ファイバ接続料に関して、NTT 東日本殿及び NTT 西日本殿(以下「NTT 東西殿」といいます。)並びに接続事業者とも需要を積極的に見積もっていることや接続事業者起因による乖離発生恐れ等の理由から、将来原価方式において制度上認められていない乖離額調整を特例として許可していることについて、考え方として一定の理解はできます。</p> <p>一方で、平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「将来原価方式に恒常的な乖離額</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特に IP ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への乖離額調整の実施については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会の考え方として、「現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は 0 と規定されており、乖離額調整制度は認められていない」という原則を示した上で、「NTT 東西は、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている一方で、他事業者に起因する要因によつ</p>

意見	再意見	考え方
<p>調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から「適当ではない」と示されているとおり、本来、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは適当ではありません。</p> <p>また、将来減価方式は貸出芯線数が増えればNTT東西殿にもメリットがある、という点も考慮に入れて考えるべきであり、先述の通り国策として光の利用率向上に取り組んでいく方向性の中、光ファイバの貸し出し方法の議論が行われる予定である現状において、NTT東西殿が積極的に貸し出しを行うインセンティブを確保するという観点も含め乖離額調整制度の継続可否を検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、昨年申請した平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>なお、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても「これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。」との考え方が示されています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものです。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることを考慮すると、実績原価方式</p>	<p>で予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当」との考え方を示している。</p> <p>この点については、<u>昨年の状況から変化が認められないことから、上記の考え方とおおり、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方7 抜粋—</p> <p>○ 現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており（接続料規則第14条第2項ただし書）、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数について、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアドアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増</p>

意見	再意見	考え方
	<p>を採用するべきであると考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償するものであり、将来原価方式を採用するのであれば、設備に係る実際のコストを接続料に反映するために必要不可欠な制度であると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、昨年度、3年間の将来原価方式で算定されると同時に、乖離額調整の適用を求める接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請が行われ、「現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当ではないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である」との考え方のもと、認可されております。</p> <p>しかしながら、左記意見のとおり、本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められてはならず、また、恒常的な乖離額制度の導入については適当ではないとの考え方も示されております。</p> <p>今回申請された平成27年度の加入光ファイバ接続料を見ても分かるとおり、昨今の景気動向を踏まえた報酬額の増加により、昨年度認可された接続料との間に大幅な乖離が生じております。このような報酬額の増加に伴う大幅な乖離額の発生が今後も続くことが想定されるとともに、見込んだ需要の大幅な乖離(※)も想定されるため、競争事業者が、加入光ファイバ接続料の予見性を確保することが極めて困難な状況になってきております。</p>	<p>加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p> <p>一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月29日）別添 考え方4 抜粋—</p> <p>○ 将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することについては、平成23年3月29日付当審議会答申において、「将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくもの」であることから、「現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない」としている。その上で、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当」ではなく、「現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとはいえない」との見解を示している。</p> <p>ただし、同答申において、平成23年度から平成25年度接続料に係る乖離額調整に限り、「NTT利用部門分について、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、政府がその実現を目指している</p>

意見	再意見	考え方
	<p>このような状況は、FTTH 市場への新規参入意欲を失わせ、FTTH 市場での競争が後退する恐れがあるため、例えば、NGN 同様、算定期間 1 年間の将来原価方式での算定としたうえで特例での乖離額調整を廃止する等、競争事業者の予見性を確保し、FTTH 市場への新規参入を促すための措置の検討が必要だと考えます。</p> <p>(※) NTT 東・西が、光コラボレーションモデルにより「新たな価値を創出することで、ICT 市場の活性化を目指す」と主張しているにも関わらず、平成 27 年 2 月 27 日に認可申請された NTT 東・西の平成 27 年度事業計画におけるフレッツ光（光コラボレーションモデル含む）の純増計画は、NTT 東で 40 万契約（H26 年度見込は 30 万契約）、NTT 西で 20 万契約（H26 年度見込は 40 万契約）に留まっている（昨年度の接続料算定時の想定は、NTT 東・西ともに毎年度 50 万契約の純増）。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積りが行われていることから、現行接続料と同様に一定程度の乖離が生じる可能性は否定できない」等の理由から、乖離額調整を特例として認めることが適当としている。</p> <p>この答申の前提となる状況に何ら変化はないことから、現時点においても将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当ではなく、引き続き現行算定期間における乖離額調整に限り特例として認めるとの考え方をとることが適当である。</p>
<p>意見 3 加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき。</p>	<p>再意見 3</p>	<p>考え方 3</p>
<p>○ 現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。</p> <p>(単位：万契約)</p>	<p>○ 昨年申請した平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料において影響緩和措置を実施し、影響緩和額は確定しています。接続料は適切に把握した原価に基づいて算定すべきであるという原則からすれば、このような機能を跨って原価を付替えるような例外的な措置は最小限にとどめる必要があります。今回申請した平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、適正な原価に基づいて算定されたものであり、これ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続料の変更に際し、当審議会として、「平成 27 年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成 25 年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない」との考え方を</p>

意見						再意見	考え方
	H22年 3月末	H23年 3月末	H24年 3月末	H25年 3月末	H26年 3月末	<p>平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても、「平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。」との考えが示されています。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>示している。</p> <p>この点については、<u>昨年の状況から変化が認められないことから、上記の考え方のとおり、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</u></p> <p>一情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方6 抜粋一</p> <p>○ 接続料原価は、本来、機能ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費等を基に算定することが原則とされているが（接続料規則第8条第1項）、メタル検討会報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、本件申請における加入光ファイバ接続料が前年よりも上昇することが見込まれたため、本件申請に当たっては、この原則の例外として、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとるため、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する激変緩和措置を講ずる申請（接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請）が本件申請に併せ行われたものである。</p> <p>接続料が前年度を上回った場合に追加的な激変緩和措置を講じるべきとの意見については、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</p>
固定電話	4,241 (▲8%)	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)		
FTTH	1,780 (+19%)	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,532 (+6%)		
<p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末））より</p> <p>※（）内の数字は、前年同月比</p> <p>他方、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準のIT社会の実現」が掲げられ、情報通信審議会においても、2020年代に向けた世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展について審議が進められたところです。</p> <p>このように、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、多様な事業者により超高速・低廉・強靱な通信ネットワークを構築していく必要があります。</p> <p>しかしながら、需要が減少し続けるドライカップ接続料が低減化し、需要が増加する光ファイバ接続料が上昇するという「逆転現象」が起こっており、マイグレーションが進展している状況の中、移行先の1つである光ファイバ接続料が上昇してしまうと、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになる</p>							

意見	再意見	考え方
<p>ため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成 25 年 5 月）において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回申請された平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、平成 26 年度に認可を受けている平成 27 年度接続料に対して、平成 25 年度の乖離額の見込額と実績値の差額を乖離額調整により変更するものですが、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を大幅に上回った結果、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、接続料が大きく上昇しています。</p> <p>一方で、需要が減少しているドライカップ接続料は低減化しており、このままでは、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあるため、追加の激変緩和措置を行う必要があると考えます。</p> <p>具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成 25 年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和措置を講じて、前年度よりも低減するように平</p>		

意見	再意見	考え方
<p>成 27 年度接続料が算定・認可されておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見 4 光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査すべき。</p>	再意見 4	考え方 4
<p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。</p> <p>よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該措置の合理性については十分な議論がなされていないものと考えます。メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、とい</p>	<p>○ 「加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。」とのご意見については、当社としてもご指摘のとおりであると考えますが、加入者光ファイバからメタル回線への配賦見直し影響緩和措置については、平成 26 年度及び平成 27 年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえて行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の可否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <p>・加入光ファイバ接続料への影響緩和の可否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「『接続料が接続料規則に定めた方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること』（電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 15 条（2））を審査する中で、①激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か、②平成 26 年度から平成 28 年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か、③平成 26 年度及び平成 27 年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否かについて検討され、一定の合理性があるとされたものであり、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書（平成 25 年 5 月）の趣旨に鑑み、妥当なものと考えられる」との考え方を示している。</p> <p>この点については、<u>昨年の状況から変化が認められないことから、上記の考え方</u>のとおり、<u>妥当</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>う単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたって厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当 ・配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる <p>(NTT東西)</p>	<p><u>なものと考えられる。</u></p>
<p>意見5 光ファイバケーブルの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会における再推計の結果を踏まえ、平成27年度から実態に合わせて見直すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当であると示されました。</p> <p>平成26年3月31日付の「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申の考え方3において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、長期増分費用モデルに用いることを前提としたものですが、当該値はあくまでも推計値であり、また、選択する関数など、前提の置き方によって結果に幅が生じ</p>	<p>○ 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書(平成19年10月)に示されているとおり、<u>NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになるから、「適正な原価」(法第33条第4項第2号)を捉えることができるものであることが必要と考える。</u></p> <p>この点、<u>現行の「経済的耐用年数」(長期増分費用方式の接続料算定に用いる耐用年数をいう。</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、加入光ファイバの光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。（ワイモバイル）</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に10年から架空15年、地下21年、海底13年に見直された以降、見直しが行われておりません。</p> <p>耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。</p> <p>今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成27年1月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空17.6年、地下23.7年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。</p> <p>これは、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考えます。</p>	<p>うるものである一方、財務会計ベースの耐用年数の見直しは、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえて慎重に実施するものであることから、長期増分費用モデルにおける経済的耐用年数の見直しがあったからといって、当社としては現時点、光ファイバケーブルの耐用年数を見直す考えはありません。（NTT東西）</p> <p>○ 左記意見のとおり、長期増分費用モデル研究会での議論結果等を踏まえ、接続料算定の適正化等を図る観点から、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。（KDDI）</p>	<p>以下同じ。)は実績データ等を用いて、一定の合理性を有する方法により推計したものであるため、それをを用いない合理的な理由がない限りは、「<u>経済的耐用年数</u>」を利用することが適当と考える。</p> <p>光ファイバに係る「経済的耐用年数」については、長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、その報告書（平成27年1月）において「最新の撤去実績等に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である。」とされており、また、この再推計は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されている。</p> <p><u>長期増分費用モデル研究会において再推計した「経済的耐用年数」は、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであるから、これを平成27年度から直ちにNTT東西の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に用いることが適当とはいえない。</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>(KDDI)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会(以下「LRIC 研究会」といいます。)でも実態を踏まえた光ファイバの見直しが行われたところ、まずは LRIC 研究会の議論結果を踏まえ、同様の見直しを反映すべきと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見 6 加入光ファイバに係る接続料については、主端末回線部分だけでなく分岐端末回線部分の接続料等も含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要。</p>	再意見 6	考え方 6
<p>○ シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られておりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料・工事費についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる作業時間の定期的な再計測等により、更なる低廉化を</p>	<p>○ 分岐端末回線及び光屋内配線接続料については、乖離額調整の影響により、一時的な増が発生しているものの、乖離額調整前では、毎年コスト削減努力により、一貫して減少傾向にあります。</p> <p>当社としては、引き続きコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバに係る各種接続料・工事費については、これまでもコスト削減努力により、低廉化に努めてきたところであり、今後とも引き続きコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>なお、光屋内配線加算額算定に用いる使用年数については、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線について光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合</p>	<p>○ 御意見に対する考え方は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等)」の考え方5、考え方6及び考え方10のとおり。</p>

意見	再意見	考え方
<p>図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との考え方が示されているところ、今回、故障修理に係る作業時間調査を行った際に、同時に平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況についても調査を実施し、その結果については総務省に報告を行っています。来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着手する考えです。</p> <p>また、光屋内配線工事費算定に用いる作業時間については、配管収容の有無の構成比変動によって作業時間が変動すると想定されることから、配管収容の有無の構成比については、この比率に大幅な増減が見られなくなるまでの間、毎年度調査する考えです。その結果、今回の調査結果と比較して有意な差が生じた場合には、各年度の接続料に反映する考えです。作業時間そのものの調査については、システム改修や配管の有無といった環境変化が無い項目は作業時間に有意な差は生じていないこと、及び作業時間の再調査には膨大な稼働を要することを勘案し、新たな工法の開発等の環境の変化が生じた場合を除き、5年に1度程度実施する考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	